

分別収集計画

(平成 29 年～33 年度)

平成 28 年 6 月
鳥羽市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1. 計画策定の意義

私たちの鳥羽市は、快適な都市環境、生活環境の維持創出の実現のため、市民の暮らしや経済・文化活動などと環境との調和を図ることを目指しています。市民1人ひとりの潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、「ごみゼロ、資源循環型社会」作りに向け積極的に転換を図っていく必要があります。その実践にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2. 基本的方向

本計画の基本的方向は、次のとおりとします。

- (1) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした、ごみ排出抑制と資源循環のまちづくりを推進します。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を目指します。
- (3) ゼロエミッションを目指したリサイクルパークの活用を図ります。
- (4) 活力に満ちた国際観光文化都市にふさわしい、より快適な環境づくりを推進するため、啓発活動の推進や環境教育の充実を図ります。

3. 計画期間・改定

本計画の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とし、平成31年に見直します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	355	355	355	354	354

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

①廃棄物減量等推進員の活動

地域の環境美化の推進とごみ減量化運動・資源化活動の推進のため、廃棄物減量等推進員を委嘱し、各地域におけるごみ分別排出の指導をします。

②再生資源回収事業奨励金制度の推進

登録された町内会、自治会、婦人会、PTA、子ども会などの再資源化推進団体が、収集・リサイクルした再資源化対象物に補助金を交付し、ごみの再資源化を推進します。

③容器再利用等の推進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売を推進します。

④教育・啓発活動の充実

全世帯にごみ分別の冊子を配布、また、環境教育の一環として、小・中学生を対象にした環境学習、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組み、ごみ処理施設の見学会、出前トーク等啓発活動に積極的に取り組みます。

⑤包装の簡素化、マイバック使用の推進

小売店での包装の簡素化やマイバッグの使用などを奨励します。

7. 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶
主としてガラス製の容器 ・ 無色のガラス製 ・ 茶色のガラス製容器 ・ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	PETボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下白色トレイと表記)
	PETボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）により算定

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	20 t		20 t		19 t		19 t		19 t	
主としてアルミ製の容器	20 t		20 t		19 t		19 t		19 t	
無色のガラス製の容器	【合計】 58 t		【合計】 58 t		【合計】 58 t		【合計】 58 t		【合計】 58 t	
	(引渡額) 58 t	(独自処理額) t	(引渡額) 58 t	(独自処理額) t	(引渡額) 58 t	(独自処理額) t	(引渡額) 58 t	(独自処理額) t	(引渡額) 58 t	(独自処理額) t
茶色のガラス製の容器	(合計) 47 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t		(合計) 46 t		(合計) 46 t	
	(引渡額) 47 t	(独自処理額) t	(引渡額) 47 t	(独自処理額) t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) t
その他のガラス製の容器	(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t	
	(引渡額) 20 t	(独自処理額) t	(引渡額) 20 t	(独自処理額) t	(引渡額) 19 t	(独自処理額) t	(引渡額) 19 t	(独自処理額) t	(引渡額) 19 t	(独自処理額) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	283 t		283 t		283 t		283 t		283 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 41 t		(合計) 41 t		(合計) 41 t		(合計) 41 t		(合計) 41 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 41 t	(引渡額) t	(独自処理額) 41 t	(引渡額) t	(独自処理額) 41 t	(引渡額) t	(独自処理額) 41 t	(引渡額) t	(独自処理額) 41 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 48 t		(合計) 48 t		(合計) 48 t		(合計) 47 t		(合計) 47 t	
	(引渡額) 48 t	(独自処理額) t	(引渡額) 48 t	(独自処理額) t	(引渡額) 48 t	(独自処理額) t	(引渡額) 47 t	(独自処理額) t	(引渡額) 47 t	(独自処理額) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 143 t		(合計) 143 t		(合計) 142 t		(合計) 142 t		(合計) 142 t	
	(引渡額) 143 t	(独自処理額) t	(引渡額) 143 t	(独自処理額) t	(引渡額) 142 t	(独自処理額) t	(引渡額) 142 t	(独自処理額) t	(引渡額) 142 t	(独自処理額) t
(うち白色トレイ)	【合計】 6 t		【合計】 6 t		【合計】 6 t		【合計】 6 t		【合計】 6 t	
	(引渡額) 6 t	(独自処理額) t	(引渡額) 6 t	(独自処理額) t	(引渡額) 6 t	(独自処理額) t	(引渡額) 6 t	(独自処理額) t	(引渡額) 6 t	(独自処理額) t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、鳥羽志勢広域連合一般廃棄物処理基本計画推計量に直近年度収集実績を反映し算出します。

また、人口変動率は、人口予測結果に基づき人口減とし、次のとおり設定しました。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
19,278人 (対前年度比) ▲7.73%	18,983人 (対前年度比) ▲1.53%	18,688人 (対前年度比) ▲1.55%	18,392人 (対前年度比) ▲1.58%	18,097人 (対前年度比) ▲1.60%

社人研推計準拠にて算出

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を充実します。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期収集、 集団回収、拠点回収	鳥羽志勢広域連合 民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶	市による定期収集、 集団回収、拠点回収	鳥羽志勢広域連合 民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集、 集団回収、拠点回収	鳥羽志勢広域連合 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集、 集団回収、拠点回収	鳥羽志勢広域連合 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集、 集団回収、拠点回収	鳥羽志勢広域連合 民間業者
	その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	市による定期収集、 拠点回収	鳥羽志勢広域連合 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集、 拠点回収、	鳥羽志勢広域連合 民間業者
	(白色発泡スロール 制食品トレイ)	プラスチック製 容器包装	市による定期収集、 拠点回収、	鳥羽志勢広域連合
	その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	市による定期収集、 拠点回収	鳥羽志勢広域連合

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	プラスチック製の専用回収カゴ ネット専用カゴ	2t パッカー車	鳥羽志勢 広域連合
アルミ製容器	アルミ缶	ネット専用カゴ	2t パッカー車	鳥羽志勢 広域連合
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック製の専用回収カゴ	2tトラック	鳥羽志勢 広域連合
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で十文字に縛る	2tトラック	鳥羽志勢 広域連合
段ボール	段ボール	紐で十文字に縛る	2tトラック	
その他紙製容器包装	紙製容器包装	網袋	2tトラック	鳥羽志勢 広域連合
ペットボトル	ペットボトル	ネット専用カゴ	4t・2t パッカー車	鳥羽志勢 広域連合
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	網袋	2tトラック	鳥羽志勢 広域連合
	プラスチック製容器包装	網袋	4t・2t パッカー車	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ①市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を開催し、推進体制を強化します。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくための体制を構築、支援していきます。
- ②自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積所や回収機材の貸与などの支援を行います。
- ③毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。